

平成21年度「少子高齢化に関する財務事務について」

「結果」の措置状況（教育委員会）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
58	I. 少子化対応事業について 7. 放課後児童健全育成事業施設について ①減免の開始月を要綱に定め明文化すべきである 児童育成料についても保育料同様、減免の対象者は生活が困難となったもの等であり、減免基準表や減免期間が設けられている（バンビーホームにおける児童育成料の減免取扱基準より）。しかし、減免による児童育成料の賦課がいつなのかについては明記されていないため、開始月の判断基準を設けることが必要である。なお、減免の要件は「取扱基準」として定められているが、「要綱」として定めて公表すべきである。	地域教育課	措置済	平成28年4月1日に施行した奈良市バンビーホーム児童育成料減免取扱要領で、減免の開始月を明文化しました。	令和4年3月31日現在